



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 初期自由主義と「身分制国家」：ヴュルテムベルク憲法の成立をめぐって                                                 |
| Author(s)        | 成瀬， 治                                                                             |
| Citation         | 北海道大學文學部紀要， 8， 77-102                                                             |
| Issue Date       | 1960-06-30                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/33256">https://hdl.handle.net/2115/33256</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 8_PR77-102.pdf                                                                    |



# 初期自由主義と「身分制国家」

—— ヴェルテムペルク憲法の成立をめぐる ——

成

瀬

治

## 初期自由主義と「身分制国家」

——ヴュルテムベルク憲法の成立をめぐる——

成瀬 治

### 序 論

ドイツにおける近代的国制、ないしは、その原理としての自由主義（立憲主義 Konstitutionalismus）の意味における政治的自由主義の形成にとつて、フランス革命の影響が何らかの重要な役割を演じたことは、一般に認められているところである。しかし、その場合、いわゆる「一七八九年の理念」のドイツにおける受容は、決して単純な直線的な形でおこなわれたものではなかつた。この点に關して、しばしば論議的となるのは、自由主義的な国家思想ないし憲法理念における「イギリス型」と「フランス型」との対比と並んで、フランス革命の影響とドイツ固有の伝統の役割とを、それぞれのように評価すべきかという問題であり、その問題状況は、シュタインの改革思想に対するフランス革命の影響をめぐる有名な論争において、典型的に現われているように思われる。ところで、そもそも「イギリス型」とか「フランス型」とかいう概念自体が極めて雑駁なものであるが、とくに政治的重心が東部に移動した近代ドイツ史に關して、いちがいにドイツ固有の伝統を云々することは、甚だ危険といわねばならない。近代ドイツ政治思想史の諸問題を解明するに當つて、われわれは、宗教改革の影響や、またいわゆるドイツ的「分立主義」Partikularismus（それは「帝国」の遺制と緊密な関わりをもつ）が及ぼした作用などと並んで、社会経済史的研究が「理想型的」idealtypischに分析してきた「オスト・エルベ」と西部ドイツとの社会構成上の差異を、十分考慮に入れる必要があるだろう。たとえば、マルク・ブランデンブルクのユニカーが体现していた「ドイツ的」伝統と、西部ドイツの小領邦ナツサウ生まれの帝国騎士フライヘル・フオム・シュタインを鼓舞していたそれとの間には、いちじるしく異質的なものがあつた筈なのである。かつてのプロイセンⅡドイツ史学への批判とナチ・イデオロギーへの反省とに支えられつつ、戦後の西ドイツ史学が、あるいは視野の「世界的」拡大を唱え、あるいは西ヨーロッパ史の一環としてのドイツ史の把握を主張しているのは、この意味からも十分肯けるところである。そして、かかる視角に立つ新しい研究成果は——西ドイツ特有の政治Ⅱ社会のおよび思想的事情によつて、それなりに制約される場合があるにもせよ——いまドイツにおける自由主義国家思想の形成を歴史的に解明せんとするに當つて、とくに重要な意味をもつてくるであろう。

如上の問題状況を考慮しつつ、筆者が本稿において論ずるところは、利用しえた史料・文献の不十分さもあつて、あくまでささやかな試論の域を出ないものであるが、その主たる意図は次のごとくである。(一)フランス革命期にいたるまで「身分制国家」Ständestaatの体制を維持していたといわれるヴュルテムベルク Württemberg の場合を手がかりとして、初期自由主義の国家思想ないし憲法理念と「旧身分的社会」altständische Gesellschaftとの關係を考察すること。(二)貴族身分(Ritterschaft)の欠如せる「ブルジョア的」身分制国家ヴュルテムベルクの事例に即して、一般的な意味におけるアンシアン・レジーム(身分制社会)の実態を、いささかでも明らかにすること。(三)

それらとの連関において、「絶対主義」の歴史的性質ないし役割を再検討してみること。以上である。

そこで、まず、ヴュルテムベルクにおける初期自由主義の特質の考察からはじめたい。

## 第一章 「シュワーベンの」自由主義の特質

ルードルフ・シュターデルマンは、その著『一八四八年革命の社会・政治史』の中で、「革命の決算」について論じながら、ヘーゲル左派の斗士ダヴィト・フリードリヒ・シュトラウスが一八五二年、革命の失敗への反省として述べた、次のような感懷を引用している。「この統一の問題 (Einheitsfrage) に比べれば、ドイツの個別国家において、専制主義と立憲主義のいづれが、またユンカー支配とデモクラシーのいづれが、より多かるうと少なかるうと、そのようなことは全くどちらでもよいと私は考える。」<sup>(6)</sup>そして、シュターデルマンは、さらにシュトラウス以外の多くのドイツ市民も、その当時、多かれ少なかれ、かかる諦念的見解に立ち還つていつたことを指摘したのち、「シュトラウスのこの言葉において現われているものは、ビスマルクがやがてそれに対して応えるであろうところの、また彼の当初の意志に反してさえ、ビスマルクの進路を規定するであろうところの、世界的な期待なのである」と論じている。<sup>(7)</sup>ところで、シュトラウスが——ヘーゲルと同様——ヴュルテムベルクに生まれ育つたブルジョア思想家であり、一時はこの国の国会議員でさえあつたことを思うとき、右のごとき彼の述懐には、ドイツ自由主義の歩みと、その中におけるヴュルテムベルクの意味について、深く考えさせるものがある。けだし、プロイセン・オーストリアの対抗を基軸としながら、あまたの地域国家に分裂した近代ドイツにおいては、市民的自由の問題と国民国家的

「権力的統一の問題との間に、イギリスやフランスでは見られないような緊張関係が存在したのであるが、全体としてヴュルテムベルクの「近代的」国家理念の本質をなす「シュワーベンの」自由主義は、F・C・ゼルが『ドイツ自由主義の悲劇』の中で指摘しているように、「自由」よりも「統一」を先に置いたシュトラウスとはまさしく反対に——「統一」よりも「自由」を優先させる点を、その特色としていたのである。もとより、統一より自由という考え方自体が、実際は、自由より統一という立場と全く同様に、ドイツ的「分立主義」がこの国のブルジョア的國家理念に与えた宿命的な歪みであるといえよう。しかもなお、シュターデルマンやゼルのごときリベリズムの歴史家が、現代的関心から、ヴュルテムベルク自由主義の歴史的意義を——その保守性にもかかわらず——再評価し、あるいはその「健全な市民的感觉」<sup>(8)</sup>について、あるいは「分立主義のポジティブな価値をつくり出す土着性」<sup>(9)</sup>について語っているのは、それなりの根拠を有することと考えられる。ともあれ、本稿の目的はヴュルテムベルク自由主義の政治的役割を評価ないし批判することにあるのではないから、ここでは差当り、一八一九年九月二十五日に制定された「ヴュルテムベルク王国憲法」<sup>(10)</sup>を手がかりとして、その歴史的性質を客観的に検討することにしたい。

周知のごとく、「ドイツ連邦規約」第十三条<sup>(11)</sup>にもとづいて、いわゆる「三月前期」Vorläuf. のドイツでは、プロイセン・オーストリアを除く諸邦の殆どすべてが、一応、多少とも近代的な立憲國家の体裁をととのえることとなつたのであるが、ヴュルテムベルク王国憲法はその中であつて甚だユニークな性格を示している。「進歩的」という点ではバーデン憲法<sup>(12)</sup>が他に立ちまざつていたことは、しばしば指摘される<sup>(13)</sup>ところであり、ヴュルテムベルクのそれはこれに比していちじるしく「保守的」な要素をもつていたといわねばならない。<sup>(14)</sup>しかもな

お、自由主義理念との連関においてヴュルテムベルクの憲法の特徴が云々される理由は、まずもつて、それが、ドイツ連邦諸国を通じてただひとつ、「協定」*Vereinbarung* 方式によつて制定されたという事実にある。すなわち、バーデン憲法をはじめとする他の諸国の憲法——その多くは一八一四年のフランス憲法 (*Charte constitutionnelle*) を模範とする——がすべて「欽定憲法」*die Oktroyierte Verfassung* であつたに對し、ヴュルテムベルク王国のそれは、前文において、明確にその契約的・性格をうたつていのである。<sup>18</sup>もとより、カールスバート決議をへて、一八二〇年の「ヴイーン最終議定書」において確立されるにいたつた、かの「君主制原理」*Das monarchische Prinzip* はここでも明かに貫徹されているが、他面、国家権力の行使に關して、他に比類を見ない詳細な制限的規定がおこなわれており、それはこれまた他のドイツ諸国憲法に見られない地方自治体の権利の明文化によつて補われている。しかも、これらすべてをしめくくるのかのごとく、同憲法は、その最終部分(第十章)において、全くユニークな「国家裁判所」*Staatsgerichtshof* の設置を規定し、執行権力の違憲的濫用に對して嚴重な防禦を築いているのである。<sup>19</sup>一種の違憲審査権をもつこの裁判所を、ゼルのごとく、アメリカ合衆国の *Supreme Court* になぞらえることには、問題もあるだろう。<sup>20</sup>注目すべき点はむしろ、この裁判所の性格が、——国王任命の長官(表決権なし)のほかは——その十二名の判事のうち六名が国王による任命、他の六名が議會 *Ständerversammlung* による選出と定められていることからわかきように、国王と議會との「二元主義」*Dualismus* という、かの「身分制国家」に特徴的な構成原理を直ちに想起せしめるものをもつていことである。そしてまた、かかる最高裁判所の設置が、憲法前文にうたわれた「契約」原理にまさしく対応するものであることは、いうまでもない。すなわち、ヴュルテムベルク憲法は、その前文と第十章と

によつてしつかりと括られており、且つそれらを一貫する国法理念は、憲法問題に關するかぎり、国王と議會とがそれぞれ一方の當事者 *Partner* として相互にとり結ぶところの、「契約」*Vertrag* の原理であつたといつてよからう。そして、この場合、「議會」*Ständerversammlung* なるものが——少くもその本質において——「國民代表」*Landes-od. Volksvertretung* であつた限りに對して、ひとはそこに或種の「國家契約説」のひびきをすら聴きとることができそうに思われるのである。

しかしながら、シュナーベルの指摘をまつまでもなく、ここで自然法思想の意味における抽象的な——しばしば革命的な——「社會契約」*Contrat Social* の理念を問題にするのは、かの「君主制原理」の制約を考慮しただけでも、すでに無理なことだといわねばならない。否むしろ「合憲的な服従の原理」こそが「シュワーベン」的「自由主義の本質」なのであり、しかもそれが、何らか自然法的なドグマティックに立脚するものではなく、後述の如き実定法的な足場をもつていた、より正確にいえば、旧ヴュルテムベルク(太公國)の國制に密着する歴史的な法觀念に由来していた、ということが、最も重要な点なのである。この事情を理解するためには、差当りここで、一八一九年憲法の成立にいたるいきさつを一瞥しておく必要がある。

ハンス・フェールが指摘するように、そもそも「三月前期」におけるドイツ諸邦の憲法問題は、帝國の消滅にともなつて——對外的には——名実共に「主権的」*souverän* なものとなつた諸邦の國家權力がいかなる權利主体に歸属すべきかという、現実的問題を——主要契機としておこつてきたのであるが、その際、バイエルン・バーデンなどと同様、ナポレオンの保護下に旧帝國直屬諸領域の併合 (*Mediatisierung*) を達成したヴュルテムベルクの場合、何らかの強力な國法的再編成は——對内的に——とりわけ緊急の課題であつた。太公フリードリヒ二

世 (1797~1816) が一八〇五年、プレスブルク条約にもとづいて王号を獲得したとき、ここに誕生したヴュルテムベルク王国は、「旧ヴュルテムベルク」Alt-Württemberg のほかに、ほぼその二倍に相当する、極めて異質的な諸領域の複合体としての「新ヴュルテムベルク」Neu-Württemberg を含んでいたのである。後者の中には、ホーエンローエのときかなり広大な領域もあれば、上シュヴァーベンのゆたかな旧帝国修道院領の数々もあり(ちなみに旧ヴュルテムベルクはルター主義の領邦)、またランデスヘルシャフトへの服属に対する抵抗を通じてその「自由」をともかくも維持してきた Ulm, Rottweil, Esslingen, Biberach その他の帝国都市が、多くの帝国騎士領と並び存していた。<sup>(77)</sup> それどころか、旧ヴュルテムベルクそのものが、この時期にいたるまで、ドイツ諸邦のうちでも極めて例外的な「身分制国家」として、そのラントシュテンデの政治的自由を、太公権力に対する頑強な斗争により、主張しつづけてきたのであつた。旧ヴュルテムベルクの「身分制国家」の実態がいかなるものであつたかについては、次章で立入つて検討するが、ともかく十八世紀にヨーロッパのいたるところで絶対主義が貫徹されていつたとき、相当な規模の領域でこれほど純粹な形の「身分制国家」体制を維持していたものは殆ど皆無であつたといふことは、諸家のほぼ一致した見解なのである。<sup>(78)</sup> このような状況のもとで国王フリードリヒが、ナポレオンの権力を後楯として、新・旧ヴュルテムベルクにおける局地的諸勢力のぎせいにおいて、国家行政の強権的統一化に着手したことは、すこぶる当然であり、その結果、すでにライン同盟の時代に、ヴュルテムベルクは一個の官僚制的な絶対主義国家として自己を確立するにいたつたのであるが、それとともに、この新しい国家形態を成文憲法によつて正統化し客観化するこ

とが、国王にとつて切実な要請となつてきた。一八一五年三月十五日国王フリードリヒが招集した国会(貴族代表五十名、聖職者四名、六四の行政管区および七つの都市の代表それぞれ一名より構成)における、全く一方的な欽定憲法の告示は、かかる事情のもとに行われたのである。しかるに国王の予期に反して、国会は一致結束してこれを拒否し、ここに四年有余にわたる憲法斗争が国王と「ラントシュテンデ」との間に展開されることとなつた。

「良き旧き権利のための闘ふ」Der Kampf ums „gute alte Recht“ と呼びならわされるこの注目すべき国法上の紛争の経過について、いま立入つて述べる余裕はない。<sup>(79)</sup> 重要な点は、この保守的な権利擁護者(Altrechter)つまりシュテンデ的反対派のレジスタンスが、国王側の憲法案の内容そのものよりも、むしろ本質的には、「欽定」というその制定方式に向けられたこと、且つこの斗争が、コンクレートな歴史・的・権利を引合いに出すことによつて行われたことなのである。旧ヴュルテムベルクのシュテンデは、十七世紀末葉このかた、エーベルハルト・ルートヴィヒ(1677~1733)、カール・アレクサンダー(1733~1737)ら、絶対主義体制を志向する諸太公に対して保守的な抵抗を続けてきたが、ついに有名な専断的君主カール・オイゲン(1737~1793)のとき、イングラント、デンマルクおよびプロイセンの保証のもとで、一七七〇年二月二十七日、太公との間に Erbvergleich と称する協約を締結し、シュテンデの歴史的な諸特権を再確認せしめることに成功していたのであつた。<sup>(80)</sup> この契約を法的根拠とするかぎり、一八〇五年にはじまる絶対王制の樹立は明らかに「違憲」行為と考えられ、実際また、一八一五年以来の憲法斗争における中心問題は、まさしくこの点に存したのである。かくて、ヴュルテムベルク国家権力の少くも de facto な一元化が実現されて十年ものちに、一八一五年の国会があえておこなつたレジスタンスを E・R・F・バーが評して「目をそばだたしめる国法上の行為」となし、「ここに近代ドイツ史上はじめて憲法契約説 Lehn von Verfassungsvertrag がコンゼクヴェントに擁

護された」と述べているのは、このレジスタンスの指導理念が前述のごとき形で一八一九年憲法に定着しているかぎりにおいて、極めて正当であり、且つ意味深いものといえよう。そして、一七七〇年の協約に際し、ラントシユテンデの法律顧問として政治的自由のために尽力した著名な国法学者ヨハン・ヤコブ・モーザーが「シユワーベンの自由主義の父祖」と呼ばれ、<sup>(84)</sup>「良き旧き権利」の文学的代表者である詩人ウーラントが後年フランクフルト国民議會に自由主義デモクラートとして登場するのを見るとき、<sup>(85)</sup>ここで初期自由主義の国法理念と「身分制国家」との間に、何らかの重要な歴史的連関が存在することは、否定すべくもないのである。

しからば、いま問題になつてゐる旧ヴュルテムベルクの「身分制国家」とは、具体的にいかなるものであつたらうか。以下の章においてこの点をいささか検討してみたい。もとより、十五世紀後半から十八世紀末にわたる、ヴュルテムベルク太公国の国制的發展を詳細に跡づけることは到底不可能であるし、また筆者の意図はそこにはない。むしろ以下の行論の目的は、限られた基本的事実からの推定にもとづいて、いわば巨視的に見られた旧ヴュルテムベルクにおけるラントシユテンデの性格ないし本質を、ある程度理論的に考察することにより、自由主義憲法理念に対してそれがもつ意味を解明しようとするものにするにすぎないのである。

## 第二章 旧ヴュルテムベルクにおける

### 「二元的国家」の成立

「旧ヴュルテムベルク」すなわちヴュルテムベルク太公国 Herzogtum Württemberg における「身分制国家」の問題を検討するに先立ち、まずおおまかな予備概念を得るという意味で、一般にドイツの

諸領邦の形成期における「ラントシユテンデ」が、近時のドイツ史學によつて、どのように説明されているかを見ておきたい。その際、問題になるのは、まずもつてオットー・ブルンナーの學說である。<sup>(86)</sup>ブルンナーは、ゲオルク・フオン・ペロウに代表される旧來の通説を批判しつつ、中世末期のラントシユテンデないしその政治的オルガンとしてのラントターク Landtag (身分制議會)の本質について、注目すべき見解を提出した。彼によれば、通説の概念構成は、十九世紀の自由主義的、立憲主義的志向によつて強く規定されており、その結果、一方において近代的な意味での——本来無制約な——国家主權をランドスヘルという形で、他方においてこれを政治的に制限せんとする——あるいは「協力」Mitwirkungの權利を要求する——「国民」Staatsvolk という概念を特權的グループとしてのラントシユテンデの形で、それぞれ中世にまで持ち込むという誤りをおかしている。「三月前期」の政治的世論を賑わせた例の問題、すなわちラントシユテンデはラント内の特權的諸階級の利益を代表するのか、それとも全ラントを代表するのかという問題の立てかたは、ラントとランドスヘルの支配領域との同一視を前提しており、それは絶対主義成立後の段階においてこそ妥当性をもちえても、この考えかたをそのまま中世に投影することは、歴史的事實を歪めるものである。<sup>(87)</sup>要するに中世のラントタークは、近代的立憲君主制の意味における議會の「不完全な先驅者」として——近代的國家概念で——これを把握することはできない。<sup>(88)</sup>それは結局「ラント」の本質にかかわる問題である。中世の史料にもとづけば、ラントはランドスヘル (または Fürst) とラントシユテンデ (または Landvolk, Landleute) とが相俟つて構成するものであり、両者は、ともに、それらの上に立つ規範としてのラント法 Landrecht によつて拘束されている。ここにいうラント法とは「旧き慣習」 das „alte Herkommen“ のことであり、ラントの存在は、その維持と遵守の中に基

礎をもつていた。すなわち、ランデスヘルの義務がラント、ラント法、ないしラントの平和 Landfriede を保護する (Schutz und Schirm) にあつたのに対して、ラントフォルクの義務は、この目的のためにランデスヘルに助言と援助 (Rat und Hilfe) を与えるにあつたのであり、両者の関係は、ランデスヘルの登位に際してラントシユテンデがおこなう誠実誓約 Treueid としての „Erhuldigung“ および、これに対応する、ランデスヘルによるラントシユテンデの「権利」と「自由」(jura et libertates) の確認を通じて、法的に基礎づけられたのである。<sup>(43)</sup> 十四世紀から十五世紀にかけて、ドイツの多くのラントで、ランデスヘルとラントシユテンデとの相互折衝 Miteinanderverhandeln の場所としてのラントタークが、ヘル側のイニシアティブによつて、成立をみる (身分制国家) の出現) のは、かかる前提の上においてであつた。しかし、このラントタークにおいては、かつての Land-raiding がもつていたラント法的裁判集会としての性格よりも、非常事態に際してランデスヘルが、異例の軍役と租税 (何よりもまず後者) の提供について、ラントシユテンデと折衝するためのオルガンという機能が前面に現われているのである。<sup>(44)</sup> その事情は、厳密な意味でのラントフォルク、すなわち、武装能力 (フエーデ能力) をもつラント貴族 (Herren und Ritter) とならんで、広義におけるランデスヘル直轄領 (Kammern) に属するところの、すなわち彼の保護支配権 (Schirmvogtei および Stadtherrschaft) の下に立つ限りでの教会領や都市が、十五世紀にはラントタークに代表されるようになったという事実からも、明らかにうかがわれるであろう。要するに、ラントタークにおいて問題になっているのは、ランデスヘルが専断的に侵すことのできないシユテンデの権利領域、すなわち局地的主権者の「保護」領域 (Immunität=Freiung) に属する住民がランデスヘルに提供すべき租税と軍役とに關する、シユテンデ側の「同意」 consensus 義務な

のである。<sup>(45)</sup> ラントシユテンデの「自由」は、この意味で、ひとつの空間的な觀念であり、しかも「自由」と「権利」とは同一の觀念の二つの側面にすぎない。<sup>(46)</sup> ところで „Erhuldigung“ に表現される「誠実」Treue の觀念は、その本質上、一種の「契約」的性質をもっており、したがつてそこにはすでに、「身分制国家」を特徴づける „Dualismus“ の契機が含まれていたのであるが、十三世紀から十四世紀はじめにかけては、ランデスヘルとラントフォルクの——司法的、軍事的な——共同行為 (Zusammenwirken) が前面に出ていた。<sup>(47)</sup> しかるにラントタークの成立の時期は、すでにテオドール・マイアーのいわゆる「人格的結合国家」 Personenverbandsstaat としてのレーン制国家から「制度的領域国家」 institutioneller Flächenstaat への移行が着々と進行していた時代である。すなわち、流血裁判権の独占にともなつてランデスヘルは、この意味での強制権力 (領邦高権 Landeshoheit) を貫徹せんがために——自力救済を排除しつつ——恒常的な司法行政組織をうち立てようとつとめるのであるが、その過程において、かつてはフエーデと裁判との二元性に表現されていた意味での、保護と支配領域の二元性は、時と共にますますはつきりと、ランデスヘル (狭義における Kammern の支配者) とラントシヤフト (つまり個別的な意味でなく集合概念としてのラントシユテンデ) との、権利領域における二元性となつて現われてくるのである。<sup>(48)</sup> 相互折衝の必要から生まれたラントタークは、かかる関係の表現にはかならない。すなわち、ラントタークに代表されるラントシユテンデとは、ランデスヘルが、この段階においては領域的支配実現のために、その保護と支配権 (自由) を容認せざるをえないところの局地的諸権力——貴族的、教會的またゲノツセンシヤフト的な——の総体としての „Herrschaftsstände“ を意味したのである。<sup>(49)</sup>

以上、主としてブルンナーに依拠しつつ、ラントシユテンデおよび

ラントターク（したがって「身分制国家」）の本質についての、おおまかな理論的見通しを得たのであるが、かかる見解を一応うけ入れた場合、旧ヴュルテムベルクにおける「身分制国家」なるものは、いかに理解されるであろうか。前章において指摘された意味での「身分制国家」ヴュルテムベルクを考えるに当つて、まず問題になるのは、第一に、かかる国家体制が法的に（ある意味で「憲法的」に）基礎づけられたのは十六世紀初頭、すなわち、一般にラントタークがランデスヘルの権力集中によつてその実質的意義を喪失しはじめる時期であつたということ、第二に、この時点のヴュルテムベルクのラントシュテンデは、通例シュテンデ勢力の中核を形成するところの、貴族身分を含んでいなかったという注目すべき事実である。

一八〇五年の「クーデタ」で正式に終止符を打たれるに到るまで存続していた、いわゆる旧ヴュルテムベルクの「身分制」的国家秩序の法的な基礎は、H・クリスチャンがこの国の「自由のマグナ・カルタ」Magna Charta Libertatum と名づけるところの、一五一四年の「テュービンゲン協定」Tübinger Vertrag<sup>(52)</sup>によつて与えられた。そもそも領域国家としてのヴュルテムベルクの確立は、グラーフ、エーベルハルト Graf Eberhard im Barre (1450-96) のとき、ヴォルムスの帝国議会（一四九五）で皇帝マクシミリアンがヴュルテムベルクに不可譲・不可分なる帝国直属領、且つ太公国たるの地位を認めた時点に求められるが、すでにそれ以前において歴代のグラーフは、シュタウファー家没落以来のシュワーベン<sup>(53)</sup>の情勢を巧に利用しながら、首尾一貫した家門権力政策により、institutioneller Flächenstaat<sup>(54)</sup>の形成を着実に推進してきたのであつた。西南ドイツを特徴づける錯綜した封建的権利関係のさなかにあつては、ヴュルテムベルクといえども、十五世紀初頭には、未だ数多のグラーフシャフトやヘルシャフトの寄木細工にすぎず、真の意味での法的統一をなしていなかつたが、レム

スタールを中心とする直轄領と諸々の帝国レーンとが、他に見られぬ空間的まとまりをなしていたこと、および、ネツカー河中流域の重要な遠隔地商業ルートに臨むという、地理的な好条件がヴュルテムベルク家門権力発展にとつての有利な経済的基礎を提供していたことが、この上級貴族をして、十四世紀の社会的危機をよく克服せしめ、隣接地域スイスに見られるごとくゲノッセンシャフトの原理によらず強力なヘルシャフト的原理にもとづく領域国家形成を可能ならしめたのである。ともかく、太公国への昇格以前において、ヴュルテムベルクが十五世紀中葉にはすでに、他の南ドイツ諸領邦にさきがけて、事実上の領域的統一実現のための、集権的行政組織をつくり上げていたこと（ランデスホーハイト確立への志向）は、銘記すべきであらう。<sup>(55)</sup>しかし、それと同時に、かかる国家形成が、一方において、シュワーベンに蟠居する数多の自由都市や下級貴族との激しい斗争を通じて実現されたこと、<sup>(56)</sup>他方において、シュワーベンの政治的支配を追求するオーストリアハプスブルク家の政策（ヴュルテムベルクの太公国への昇格自体が、バイエルンの進出への対抗措置であつた）との間に不斷の緊張をはらんでいたことも忘れてはならない。

ヴュルテムベルクにおける「身分制国家」秩序は、かかる歴史的条件のもとで生まれ、且つそれらによつてのちのちまで制約されることとなつた。最初の全ラント議会（厳密にはしかし Württemberg-Urach<sup>(57)</sup>のラントターク）が Leonberg<sup>(58)</sup>において開かれた一四五七年が、まさしく Fürstentum<sup>(59)</sup>としてのヴュルテムベルクの成立期に当つていたことは、前述のごとき中世末期—近世前期における国家形成過程の「二元性」を例証するに足る事実であるが、この「二元性」が歴史的発展の必然的要請に即応するものであつたことを、ここでも一度確認しておきたい。W・ネフが指摘するように、<sup>(60)</sup>「近代国家」の前期形態を特徴づける二元的構成は、これを單純に Fürst- und nichtfürstliche Lehn-

träger——korporativに団結した——との権力政治的対決の所産として理解すべきではない。この二元性を規定しているものは、「それによつてはじめて十分な、秩序立つた国家活動が可能であつたところの Fürst と Stände との協働 (Zusammenwirken)」なのである。しかもその際、かかる二元関係における両当事者のうち、Fürstの方が——単にその歴史的根源において古いのみならず——「近代国家」形成への志向に關してもイニシアテイヴを握つたのであり、他方 Stände は——単にその成立が時期的におくれたのみならず——monarchischな支配によつてはじめて喚起されたのであつた。支配者の呼びかけに對して Stände の応答がなされざるを得なかつたという。この不可避性は、たとえば、何らレーン法的な過去をもたないブランデンブルク辺境伯領における、第二の国家権力としてのラントシュテンドの形成のごとき場合、とりわけ明瞭にあらわれている。<sup>65)</sup>

シュテンドの據頭が、住々にして君主権力の弱体化した、もしくは窮地に立つた時期に見られることはたしかである。<sup>66)</sup>十四世紀のブランデンブルクにおけるランデスヘルの政治的無能力はそのよい例であるし、ヴュルテムベルクの場合にも、家門権力伸張の過程で不可避的に生じた相統争いや、官僚制的集権行政の樹立にともなう財政的窮迫がラントシュテンドの発言権を増大せしめたことは否めない。<sup>67)</sup>すでに初代の太公エーベルハルト(一世)の時代からかなりの債務を負つていたヴュルテムベルク家は、一四九六年に即位したエーベルハルト二世の放漫な財政の結果、忽ち経済的危機に見舞われたが、このとき実にラントシュテンドは、皇帝に款を通じて、一四九八年、太公を廢位するという、ドイツにおける「身分制国家」の歴史上、他に比類を見ないラディカルな行為を敢てしたのであつた。<sup>68)</sup>ところで、かかる大胆な反抗がハプスブルク家門権力の働きかけのもとで行われたということ自体が、この国のラントシュテンドの発展を考える上に極めて注目す

べき事実であるが、<sup>69)</sup>さらにここで旧ヴュルテムベルクの Ständetum の性格を特徴づける重要な現象が、それと並んで指摘されねばならぬ。すなわち、ラントシャフトの構成における「市民」Bürger 身分の圧倒的優位であり、他方、ラント貴族が「帝国直属性」Reichsunmittelbarkeit への志向におつて、ラントシャフトから離脱する道を歩んでいたことである。一般にラントシュテンドの中で支配的地位を占めるのを常とする貴族は、ヴュルテムベルクの場合、エーベルハルト二世が廢位された一四九八年のラントタークを最後として、再びラントタークに現われることなく、それ以後は殆ど宮廷の祝祭行事に参加しない。<sup>70)</sup>そして、このような事態の背後には、マルク・ブランデンブルの場合と或る意味で対蹠的な、この国の社会的特殊事情が横わつていた。ゲオルク・フォンペロウが「ブルジョア支配 Bürgerherrschaft の古典的な領邦」と評したこの国では、「Personenverbandstaat」から「institutioneller Flächenstaat」への移行、すなわち「近代的」行政機構の形成に際して、富裕なブルジョアジーが没落しゆく貴族に代つて国家行政の担い手となる(あるいはむしろ公権の一部を私有するにいたる)というプロセスが、他の諸邦に見られぬほど完全におこなわれたのである。「名望家」Ehrbarkeit と呼ばれた、この上層ブルジョア身分は、十五世紀末葉において、ヴュルテムベルクの行政(とくに地方行政)を殆ど全面的に掌握し、これを基盤としてラントタークを支配するにいたつていた。官僚についていえば、十六世紀はじめにおける太公の政治顧問三人のうち二人までが「市民」に属したのをはじめ、一四九八年に Vogt 職を保有していたもののうち、貴族は三人のみであり、あとの十八人はすべて「市民」身分であつたといわれるが、Ehrbarkeit の権力の支柱は、なかなぐく地方行政組織の中に存した。都市の最も重要な政府である Gericht は全く Ehrbarkeit によつて独占され、この Gericht によつて都市共同体が

ら選出される Rat のポストも事実上 Gericht に近縁関係のある者にしか与えられず、而してこの Gericht と Rat から更にラントタークのメンバーが選出された。つまりこれはブルジョアの門閥政治とも称すべきものであり、都市共同体そのものは都市行政に対して何ら関与するところがなかつたのである。この点は村落共同体を構成単位とする地方行政区 (Amt) の場合、いつそう顕著であつた。すなわち、村落共同体自身が、時とともに支配層としての Elnbarkeit を分出するにいたつたのみならず、Amt の利害は、直接にはラントタークに代表されることなく、都市選出のメンバーによつてその管掌を代行されていたのである。ペロウはこのような状態を評して、都市による農村の支配という理念が「かくも顕著な形で実現されたところは何処にもない」とさえ述べている。彼によれば、ヴュルテムベルクでは「領邦が殆ど都市の目的のための一手段」でしかなかつた。事実、十五世紀末以来の政治的危機の時代に「第二の国家権力」としての姿をはつきり示しはじめるラントタークを牛耳つていたのは上層ブルジョアジー (Elnbarkeit) であり、これと並んで少数の聖職者が代表されていたといえ、彼らもまた「市民」の出身だつたのである。

「身分制国家」ヴュルテムベルクの「憲法」とも称すべきテュービンゲン協定が、今や貴族に代つてこの領邦の支配的社會層となつた Elnbarkeit の勝利の記念碑であつたとしても、それは何らあやしむに足りないであらう。而してこの勝利は、彼らの特権的地位に対する不満を「貧しきコンラート」der „arme Konrad“ の反乱にまで爆発させたところの農民大衆や小市民、すなわちいわゆる「平民」der „gemeine Mann“ のぎせいにおいてかち得られたものであつた。一五〇三年ようやく十六才になつたばかりのウルリヒが太公位につくにおよんで、この無軌道なランデスヘルは、数年ならずして、エーベルハルト一世以来の負債を倍加し、太公家の財政を破綻に瀕せしめた。この

危機の打開策として、ウルリヒは一般的財産税の賦課を企てたが、この計画は最も富裕な二大都市たるシュトゥットガルトおよびテュービンゲンの反対に遇つて実現しえず、主要飲食品に対する一般的な間接税に切換えられた。「貧しきコンラート」の一揆の誘因はここに求められる。しかしながら、これはあくまでも直接的な誘因にすぎず、また民衆の怒りは、何ら太公そのものに向けられていなかったことに注意しなければならぬ。一揆の経過や「平民」の請願書が明らかに示すごとく、この大衆運動は、まさしく „bürgerliche Oligarchie“ に対して、すなわち Elnbarkeit によつて支配された「近代」領域国家行政に対して、向けられたものだつたのである。とりわけ「平民」たちの怨嗟の的となつたのが、「旧き慣習」のぎせいにおいて、当時しきりに導入されつゝあつた、継受ローマ法の原理にもとづく集権的統治であつたことは、その間の事情をよく物語るものといえよう。しかるに一五一四年六月下旬、テュービンゲンで開かれたラントタークにおいて、「平民」(とくに農民)の要求はほとんど無視され、Elnbarkeit は、太公の債務を引受ける代償として、彼らの特権的地位を一段と堅固な憲法的基礎の上に置くにいたつた。同年七月八日に成立したテュービンゲン協定こそ、まさしくそれである。W・ネフは、この協定を、イングラントの Magna Charta (一二一五)、ブラバントの Joyeuse Entrée (一三五六)、ブランデンブルク辺境伯アルブレヒトとラントシュテンデとの協定 (一四七二) などと共に、「二元的国家」の成立を告げるところの、典型的な「支配契約」Herrschaftsvertrag のひとつとしてゐるが、事実これによつて太公は、今後あらゆる重要な公的決定を「全ラントシヤフトの助言と認知をえて」(mit rat und wissen gemeiner landschaft)のみ、おこなうことが定められ、さらに、ここで確立された一般課税に対するラントタークの同意権は、同時にシュテンデによる恒常的な太公国財政管理機構(なかんづく独

自のラントシャフト金庫) 樹立の端緒をつくり、これを通じてラントシャフトは太公国の対外政策にまで影響力を及ぼしうることとなつたのである。<sup>(85)</sup> 一四七二年のマルク・ブランデンブルクの「協定」において、従来の自由結合体 (freie Einung) としてのシュテンデから全ラントを代表する一体的な法人格としてのラントシュテンデへの質的転換が語られうるとすれば、<sup>(86)</sup> 同様のことはテュービンゲン協定についても妥当するであろう。<sup>(87)</sup>

ただ、ここでいまだ一度注意しておかねばならないのは、第一に、ラ ندスヘルとラントシャフトとの「支配契約」関係が、ラ ندスヘルの課税目的達成のための、シュテンデの代表権の確認という形で成立したことは、ヴュルテムベルクの場合にもブランデンブルクの場合にも、その反面として、ラントシャフトを実質的に支配する特権的社會層の固定化、したがつて非特権的階層の公的生活よりの排除を伴つたという事実、第二に、ヴュルテムベルクの場合、その特権的社會層がブランデンブルクの場合と全く別のものであり、その違いが両者における「身分制国家」の間の性格的差異を、ひいてはそれら各々の發展方向を、規定したと考えられることである。テュービンゲンのラントタークで「協定」が成立している間に、「平民」の代表はシュドウトガルトに別個の集會を開いて、自己の諸要求の受諾を太公に迫つたが、「旧き權利」の保護者としてのラ ندスヘルに寄せた彼らの期待は全く裏切られ、太公は一方的に「協定」への忠誠を命令したのであつた。<sup>(88)</sup> 「貧しきコンラート」の反乱は、ここにおいて本格的な階級斗争の様相をおびるにいたる。そして、この斗いの結末は、今更いうまでもない。G・フランツも指摘するように、まさしくこの反乱は、十年後におこつたドイツ農民戦争の、ヴュルテムベルクにおける局面と、その歴史的性格を同じうするものでつたのであり、その限りにおいて農民戦争も、当時ヴュルテムベルクが置かれていた特異な対外政治的

情況によつて、いささか複雑な形をとつたにせよ、それが生み出した結果は、<sup>(89)</sup> 又しても Einbarkeit と太公との政治的妥協でしかなかつたのである。ヴュルテムベルク太公国における「二元的国家」の形成は、マルク・ブランデンブルクにおけるそれと、ほぼ並行しておこなわれた。しかしながら、後者の場合、zentrale Instanz におけるラ ندスヘルとラントシャフトとの政治的協定は、lokale Instanz における——都市の圧服を伴うところの——貴族(騎士)領主制の構造転換、すなわち „Gutherrschaft“ の成立を意味したのである。<sup>(90)</sup> 前者の場合には、前述の事情から十分理解されるように、まさしくこれと対蹠的な „Bürgerherrschaft“ ともいふべきものの確立を意味したのである。<sup>(91)</sup> 太公ウルリヒは、主として対外政策的動機から、ルター主義の宗教改革を遂行したが、Einbarkeit の優位は、そのことによつて何ら打撃をうけなかつた。それどころか、ヴュルテムベルクにおけるルター主義教会は、もつぱらラントシュテンデの権力の支柱となり、十六世紀中葉以後には、まさしくトライニケのいわゆる „bürgerlich theologische Oligarchie“ が体制的に確立してしまふ。<sup>(92)</sup> 太公クリストフ Herzog Christoph (1550-68) のもとで、継受ローマ法の圧倒的影響下に——地方的慣習法のぎせいにおいて——一五五二年、全ラントを六九の司法行政管区 (Ämter) に編成する Landesordnung が發布され、さらに一五五五年には統一的な Landrecht が編纂・施行されて、「近代的一領域国家として發展がいよいよ推しすすめられたことはたしかである。しかしながら、このプロセス自身が太公とシュテンデとの——対立ではなく——協力において進行したものであつたことからわかるように、それは上述のごとき „Oligarchie“ に何ら実質的な影響を与えなかつた。ラントタークは六九の Ämter 代表と、少数のルター教会上級聖職者とかから構成され、しかも、実際に太公の政治活動をコントロールしたのは、六名の Ämter 代表と二名の上級聖職者と

からなる、シュトウツトガルトに常置のシュテンデ委員会(ständige Ausschuss)であつた。<sup>95)</sup> F・ハルトウングも特異な例外として認めているように、ブランドンブルクやバイエルンなど、他の多くの国家ではランドスヘルによるラントシュテンデ制の駆逐の道具となつた、まさにその「委員会」が、ヴュルテムベルクにおいては、逆にラントシヤフトによるランドスヘルの恒常的な監視のための、有効な機関として役立てられたのである。<sup>96)</sup>

このような事態は、いかに説明すべきであらうか。十七—十八世紀のヴュルテムベルクにおいては、「絶対主義」の成立が何ゆゑに阻まれたのであろうか。またそのことは「シュワーベンの自由主義」の形成にとつて何を意味するのであろうか。本稿のしめくくりとして、これらの問題に次章で一応の解答を与えてみたい。

### 第三章 「旧き権利」と絶対主義

旧ヴュルテムベルクにおける「身分制国家」の憲法的な基礎といわれる一五一四年のテュービンゲン協定が、いかにして成立したか、またそれが社会的にいかなる性格のものであつたかについては、前章で大局的な見通しをえた。しかしながら、一八一九年の憲法にあらわれた「シュワーベンの自由主義」に対する、その歴史的意味を考えるためには、両者の間にいまひとつの媒介項が必要である。すなわち、ヴュルテムベルク自由主義のモティーフをなすところの「良き旧き権利のための闘い」、換言すれば、シュテンデ的な「旧き権利」の観念と「絶対主義」への志向との対立関係に、いまや問題は集約されてくるのである。では、このような問題は、十九世紀に入つてはじめて生じたものであろうか。そうではない。そもそもラントシュテンデが、テュービンゲン協定で太公から与えられた諸特権を、一七七〇年に、

外国勢力の保証まで要請しつつ、再確認せしめねばならなかつたという事実がすでに、この時点における太公側の「絶対主義的」志向を裏書きしていた筈である。だが、何よりもまず、「シュワーベンの自由主義の父祖」として、司法の独立や言論の自由を要求した国法学者J・J・モーザー(1701—86)が、太公カール・オイゲンの「憲法」違反に反対したかどで、五年間の禁固刑に処せられたことは、「身分制国家」ヴュルテムベルクの危機の時代(したがつてまた自由主義形成の時期)を示す象徴的な事件といわねばならない。ヴュルテムベルクの旧い官僚の家に生まれた彼は、当時ラントシュテンデの法律顧問であつたが、決して一方的に太公権力と対立したのではなく、シュテンデの旧守勢力を排しながら、地方自治制の面などで、いくつかの改革立法を実現せしめたのであつた。<sup>97)</sup> このようなモーザーの二面的性格は、彼がランドスホーハイトに対して与えた定義において、興味深く表現されている。彼によれば、ランドスホーハイトとは「ライヒスシュテンデに帰属するところの」「彼らのラント内で命令し禁止する権利」「神法・自然法、および国際法によつて統治者にみとめられていることを、随意におこなう権利」であるが、その場合、神法・自然法、国際法は、「ライヒの制度によつて、または彼ら(ライヒスシュテンデ——筆者註)のラントシュテンデおよび人民との契約によつて、またはこれらの者(ラントシュテンデと人民——筆者註)の旧来の諸自由および慣習によつて拘束されていないかぎり」におけるそれらなのである。<sup>98)</sup> 虚心にこれを読むとき、国家主権に対するモーザーの見解が——ブルンナーも指摘することく——君主の権力は制定法(leges)から解放された至高権力(summa potestas)であつて、ただiusにのみ、すなわち神法(lex divina)・自然法(lex naturae)・万民法(lex omnium gentium communis)にのみ拘束されると説いたジャン・ボーダンの見解と、同一の基盤に立つていることを認めざるをえないであらう。

う。<sup>(96)</sup>ここにはすでに、中世ヨーロッパの法観念には見出されない *quasi* *sovereign* な国家権力が示されている。なぜならば、ランドスヘルの行動が「神法」や「自然法」に合致するか否か、またシュテンデヤ人民の「諸自由」が、いわゆる良き旧き慣習を表現しているか否かの判定は、窮極のところランドスヘル自身にゆだねられていると考えられるからである。<sup>(97)</sup>事実、早くも三十年戦争の前後において、太公フリードリヒ一世 (1593~1608) は絶対主義への明らかな動きを示し、テュービンゲンに従順な官僚養成のための *Kollegium illustre* を設立し、またシュテンデから独立した軍隊徴募の費用をまかなう目的で、オーストリアからの亡命者よりなる都市 *Friedrichstadt* の建設さえ企てた。彼は、一六〇七年、実にテュービンゲン協定とシュテンデ委員会を廃止し、ランドタークの課税同意権を制限したうえ、強制的に改選をおこなせたのち——その死によつて計画は実現を見ずにおわつたとはいえ——戦費の四分の三を引受けることを余儀なくせしめたのである。さらに、三十年戦争による荒廃を経過したのちにおいては、他のドイツ諸国と同様、ヴュルテムベルク太公国でも、エーベルハルト・ルートヴィヒ、カール・アレクサンダーのごとき、ルイ王朝の栄華の小規模な模倣を志す「絶対君主」が相次いで現われ、シュテンデとの敵対関係をますます悪化させていった。<sup>(98)</sup>十八世紀においてヴュルテムベルクのシュテンデは「實際上、国政から閉め出されていた」というのも、あながち奇矯な表現とはかりはいえないのである。しかしながら、それにもかかわらず——あるいはまさにそれだからこそ——シュテンデはその「旧き権利」を頑強にまもり抜こうとする努力をやめず、その結果、シラーの「暴君」であるカール・オイゲンのもとで、前述のごとき *Erbsvergleich* をかちとるにいたつた。そして、この「旧き権利」の観念は、前章でも触れたように決して内容空疎な抽象的なものではなかつた。さきに引用したモーザーの、ランドス

ハーハイトに関する、いささか曖昧な定義そのものが、これを別の側面から見るとき、「神的、自然的な法」と「旧き法」との広汎な同一視を示しており、しかもその「旧き法」は、ヴュルテムベルクのシュテンデにとつて、太公とランドシヤフトとの二元的対立の上に超越するところの、否むしろこの *"Dualismus"* を基礎づけたところの、中世的な「ラント法」<sup>(99)</sup>の観念と歴史的につながるものであつたと考えられる。何となれば、テュービンゲン協定から *Erbsvergleich* を通じて一八一九年の憲法へと流れている「契約としての憲法」という理念そのものが、すでに太公権力とラントシヤフト権力とを包括する法的共同体を論理的に予想するばかりでなく、貴族身分がラントシュテンデから脱落せるこの「二元的国家」において、レーン法の意味における封建的法観念の存続を問題にすることは、甚だ不自然だからである。それにしても、十七、八世紀の領域国家において「中世的」なラント法観念の存続を語ることは、どの程度の実質の意味をもつであろうか。一般論はあとにゆずるとして、ヴュルテムベルクの具体的な事実についてみるならば、そこに単なる空疎な「観念」以上のものがあることは、見まがうべくもない。たとえば、税制や軍制の問題がそれである。トライチュケは慨嘆をこめて書いている、「プロイセンでは兵役義務と納税義務という堅固な土台の上に近代ドイツ国家が成立したのに、ヴュルテムベルクにおいては未だ中世的な国家観が連綿として続いていった。あらゆる賦課租は非常の際の臨時的負担としてのみ見做されており、軍役奉仕からの自由が、ラントのあらゆる特権の中でも最も重要なものと考えられていたのである」と。<sup>(100)</sup>事実、シュテンデは太公による常備軍創設の試みに対して、終始強力に抵抗し、前述のごときフリードリヒ一世の実力による軍隊徴募の企ては、彼の死後、その「賢明なる顧問」エンスリンの斬首によつて報復されねばならなかつたし、十八世紀にいたるもなお、太公のあらゆる努力にもかかわらず、

ヴュルテムベルクの軍制は極めてみじめなものにすぎなかつたのである。<sup>(10)</sup>一方、税制については、かの恒常的なシュテンデ委員会が、何よりもまずラントシヤフトの租税徴集ならびに割当の事務を一手に掌握していたことから、その性格は十分推測されるのであるが、さらに有効な一元的（モナルヒー的）税制の確立に不可欠な官僚制の面に光をあてることによつて、事態の真相はいよいよはつきりしてくるのである。「ブルジョア的」身分制国家ヴュルテムベルクにおいて、官僚のポストが、つとに *Einbarkeit* の手に渡りつつあつたことは、前章で一言したが、ここでいふその重要なのは、一五一四年の時点においてすでに、フォークトの官職が上層ブルジョアの門閥によつて世襲化されるにいたつたという事実である。<sup>(11)</sup>これは何を意味するのであるか。中世後期のヨーロッパ諸国に現われる、初期の「官僚」*Beamt* が、なお、極めてパトリモニアールな色彩の濃厚なものであつたことは、一般に認められているところであるが、マックス・ウェーバーが指摘するごとく、このような「家産的官職」*das patrimoniale Amt* は、さらに、官職保有者そのものによつて「家産化」される傾向をもっている。一方において、殆んどの場合、フルストの家産的支配下に直接置かれていた隷属民のみをもつてしては、官僚の補充が不可能であつたこと、他方において、フルストへの仕官が自由身分の者に對して大きな利益を提供したことが、——たとえばミニステリアールンが騎士身分と同化していつた事実からもうかがわれるように——やがてラントシュテンデによる官職独占への志向を生み出すこととなつた。ウェーバーは、かかる現象を「家産制のシュテンデ的類型」と名づけている。<sup>(12)</sup>ところが、まさしくこのシュテンデによる官職独占こそ史家が課税同意権とともに「シュテンデ的権利の二本の柱」となすところの「*Indigenat*」にほかならないのであり、ラントシュテンデが貴族を主体としているかぎりにおいては、——たとえばオーストリ

アにおけるごとく——官職が *fürstlich* に任命されるべきか *ständisch* に任命されるべきかの問題をめぐる、ランデスヘルとラント貴族の権利斗争を惹起したのであつた。ランデスホルハイトの確立と並行して上層ブルジョア身分が社会的に擡頭してきたヴュルテムベルクの場合、事態がいかに進行するかは、容易に推測されるところである。一七九七年のヴュルテムベルクで刊行された、ある匿名のパンフレットは次のように語っている。「市民や農民の間で暮すようになって以来、これで二十年だが、未だ誰ひとり貴族について苦情をいうのを、私はきかなかつた。しかし、書記 (*Schreiber*)、弁護士、官吏または事業家について、上級および下級の裁判所について、また聖職者についてはどうだらう……」<sup>(13)</sup>と。また別のパンフレットは、官職購入や官吏の收賄について、ネポティズム (*Verwandtenwirtschaft*)、婚姻による官職の獲得 (*Einheiraten in Ämter*) 等々につづいて、慨嘆の声をあげているのである。このような汚職・腐敗が「*bürgerliche Oligarchie*」の必然的な随伴現象であり、その中核にかのシュテンデ委員会が存在していたことはいうまでもない。軍制と同様、ヴュルテムベルクでは官僚制もまた、「シュテンデ的支配のもとに萎びていた」のである。<sup>(14)</sup>そして、その限りにおいて、かかる官僚制は、厳密な意味での近代的ビュロクラティーではなかつた。なぜなら、ウェーバーがいうように、「なかなづく、私的」分野と「官職的」分野との *bürokratisch* な分離を欠いていること、「官職を官吏の個人的権利として扱うこと」こそが、「家産的官職」の特質だからである。<sup>(15)</sup>

ここにいたつてわれわれは、旧ヴュルテムベルクが何ゆえにその「身分制国家」秩序を、かくも長らく維持したのか、という問いに對して、重要な解決のいとぐちを見出したように思う。シュワーベンの領邦としてのヴュルテムベルクと「帝国」制度との間の密接な関係もさることながら、問題の中心はむしろ、ささやかなグラフとして

のヴェルテムベルク家か、あまたのヘルシャフトを接合しつつ „institutioneller Flächenstaat“ を形成してゆく過程において、農村を支配しつつ遠隔地商業によつて富裕化していた、都市ブルジョアジーの経済力に、終始依存せざるをえなかつたという事情に求められるのではなからうか。このことは、マルク・ブランデンブルクのラントシュテンド制との比較において、とりわけよく理解されるであらう。「ラントシュテンド制がレーン制および領主制と不可分に結合していた」<sup>(116)</sup>、ブランデンブルクにおいては、「個々の貴族がフルストに對立し、かれら貴族はその Patrimonialherrschaft において、ランドスヘルの權力からできるだけ独立的たらんと努力した」、つまり「マルク・ブランデンブルクのシュテンドは、地方的な裁判權及び警察權の保持及び行使においては、ランドスヘルに對し甚だしく独立的であり、その故にまた強力であり、立法への参与及び課税同意等のいつてみれば憲法上の權限の行使においてはむしろ弱い」という、きわめて特徴的な構造をもつていた<sup>(117)</sup>（傍点筆者）のである。しかしながら、マルク・ブランデンブルクとヴェルテムベルクとの対蹠的な面のみを強調するのは、問題の理解にとつて、決して十分ではない。むしろ、さきに述べたごとく、官職が少数のブルジョアの Familien によつて独占されてしまつたこと、すなわち、その意味での Patrimonialherrschaft がブルジョア身分によつても担われえた事実において、ヴェルテムベルクの「身分制国家」は、おしなべて西ヨーロッパ諸国の「アンシア・レジーム」と共通の本質を示していたといふべきではなからうか。H・ヘフターが „Parlamentsaristokratie“ と名づける十八世紀イングランドの議會制がフオックスによつてヴェルテムベルクのラントシュテンド制と比較され、他方また D・ゲルハルトが典型的「絶対主義」のもとにおけるフランスの „noblesse de robe“ がもつていた「封鎖的な団体意識」を、ヴェルテムベルクのラントシャフトの „ständische

Oligarchie“ と比較していることは、農民戦争時代の西南ドイツにおける「寄生地主制」の形成が問題にされていることと考え合わせると<sup>(118)</sup>、すこぶる示唆的な事実といえよう。マルク・ブランデンブルクにおける「二元的国家」の成立が、やがてプロイセン「絶対王制」の社会的基礎たるグーツヘルシャフトの形成を伴つたと同じ意味で、ブルジョアの進化に對應する封建社会の国家的「再編成」が、そこでは問題になつてゐるのである<sup>(119)</sup>。

このように考えるならば、中世的な「法の支配」の理念、すなわち「旧き慣習」としてのラント法の觀念が、絶対主義によつて払拭されるにいたらなかつたとしても、なんらあやしむに足りない。絶対主義の monarchische Bürokratie が、真に近代的、ブルジョア的な集権国家の成立を媒介したことはたしかであらう。しかしながら、絶対王權が「家權力」Hausmacht としてのパトリモニアルな性格を完全には脱却しえなかつた限りにおいて、それは自己自身がよつて立つところのシュテンド的な基盤を、したがつて、ブルンナーが正当にも「家の平和」という基本概念から分析したところの、「旧き自由」Ⅱ「旧き權利」の觀念を、有効に排除しえなかつた。否、それだけではない。シュテンド的な「旧き權利」の觀念は、西欧封建社会の Verfassung の構成原理たる「誠実」Treue の觀念——それは herrschaftlich なる人的結合（權利關係）をも genossenschaftlich なる人的結合をも基礎づける——と相即的であつたかぎりにおいて、一方的な誠実破壊に對する「反抗權」Widerstandsrecht を内包してゐた。それゆゑ、Personalverbandsstaat から „institutioneller Flächenstaat“ への移行にともない、ランドスヘルの支配が obrigkeitlich-herrschaftlich な性格をおびるにおよんで、旧き權利關係がもつていた契約の本質は、全体としてのラントシャフトに担われるところの、freieitlich-genossenschaftlich なモティーフという形で、自己をあらわにしてくるで

あろう。<sup>(18)</sup> 近代的自然権思想の形成に對して、シュテンデ的な「旧き權利」の觀念が大きな寄与をなしたといわれるゆえんは、まさしくここに存する。もとより、近代自由主義的憲法理念の中核をなす「基本的人權」の概念が、旧い身分的自由權の理念から無媒介に現われてきたわけではない。<sup>(19)</sup> 絶対主義のもとにおける身分的社会組織の内面的な變質にともなつて、「自由」の理念もまた本質的な變化をとげ、かつてのごとき狭い封鎖的グループの内部における自由權の平等は、今や一般的に「法の前の平等」へと転化するのである。<sup>(20)</sup> 「啓蒙的」ビュロクラテイーに担われた絶対主義の積極的役割はそこにあり、且つそれは「家」を最小の自由領域とする旧身分的社会組織が、資本主義の發展にともなう「共同体」關係の破砕によつて、崩壊してゆくプロセスに對應するものといえよう。<sup>(21)</sup> しかしながら、それらすべてにもかかわらず、「絶対主義以前」の身分的社会組織が、ローカルな自治 Selbstverwaltung の觀念に立脚する「議會主義」、およびこれと連關する「法の支配」(法治国)の理念という、重要な遺産を近代的ブルジョア國家に与えたことの歴史的意味は——ヘフターが力説するように——決して過小評價さるべきではない。<sup>(22)</sup> イングランドの例を引合ひに出すまでもなく、「身分制國家」ヴュルテムベルクの歴史的母胎から「シュワーベンの自由主義」が生まれた過程そのものが、何よりもよくそれを物語るであらう。

フランス革命の影響下に、旧ヴュルテムベルクのラントシュテンデ制を近代的議會制に變革しようとする試みは、特權的なラントシヤフト勢力によつて、完全に阻止されてしまつた。<sup>(23)</sup> ここにおいても、ナポレオン支配をうしる楯とする、「絶対主義」の確立が、またその「啓蒙的」ビュロクラテイーによる上からの社會改革が、時代の必然的な要請だつたといわねばならない。<sup>(24)</sup> しかもなお、このプロセスに媒介された限りにおいて、「良き旧き權利のための闘い」は、決して単なる

「うしろ向き」のものではなく、やがてビスマルク的な權力國家への動きの中で——歴史的な限界をもちながらも——それが内包するブルジョアのデモクラシーの堅実な精神を、実証しえたのである。<sup>(25)</sup>

(本稿は昭和三十四年度文部省科学研究費による研究の一部である)

註

- (1) 筆者は、かつて、フリードリヒ・フォン・ゲントツにおける「啓蒙主義」政治理念の形成と変容とに即して、この問題をいささか解明しようと試みた。「ゲントツの反革命思想」(『史学雑誌』六十・十二) 参照。
- (2) この論争の問題点は、林健太郎著「近代ドイツの政治と社會」(一九五二)の序説「プロイセン改革とフランス革命」の中で、要領よく紹介されている。
- (3) もとより、歴史的個体としてのイギリス、フランス、ドイツがそれぞれ示す特殊性を輕視してよいというのではない。しかし、國家思想における「近代」の標識としての自由主義の歴史的資格は、「權力國家」Machtsaatとしての國民的統一國家の形成という視角からではなく、むしろ、広義における「社會史」的立場から把握されねばならない。政治的に分裂した近代ドイツ史にあつてはこの点の認識がとりわけ重要であらう。ネーデルラントやスイスが果した歴史的役割を考へてもわかるように、ドイツ的特性は、フランス、イギリスに對してではなく、むしろフランス、イギリス、ドイツをもふくめた西ヨーロッパという共通の歴史的土台から、(少くも概念上は)これからの様々な地域的變化、ないし偏差(17) 理解するべきなのである。
- (4) Gerhard Ritter, Gegenwärtige Lage und Zukunftsaufgabe der deutschen Geschichtswissenschaft, HZ 170. (筆者による紹介「史学雑誌」六十・二) 参照。
- (5) Heinrich Heffer, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jh. 1950. S. 11. なお、この点についてはオットー・ヒンツェの立場を批判的に繼承しつつ独自の「ヨーロッパ社會史」を提唱する、近時のオットー・ブルンナーの諸論文が注目されねばならない。Otto Brunner, Neue Wege der Sozialgeschichte. Vorträge und Aufsätze. 1956. (Zür- Neue Wege. 2 卷本) Ders., Die Freiheitsrechte in der altständischen Gesellschaft (Festschr. z. 70. Geburtstag von Th. Mayer. Bd. I. 1954. S. 293ff. Zür- Freiheitsrechte. 2 卷本) 2 卷本 Dietrich Gerhard, Regionalismus und Ständewesen als ein Grundthema europäischer Geschichte. HZ 174.; Werner Näf, Frühformen des „modernen Staates“ im Spätmittelalter. HZ 171.; Erwin

- Hölze, Bruch und Kontinuität im Werden der deutschen modernen Freiheit (Das Probleme der Freiheit. hrsg. vom Instit. f. gesch. Landesforschung d. Bodenseegebietes in Konstanz. 1955. S. 159ff.) 参照。
- (9) Rudolf Stadelmann, Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848. 1948. S. 194 参照。
- (7) Stadelmann, a. a. O. S. 194.
- (8) Friedrich C. Sell, Die Tragödie des deutschen Liberalismus. 1953. S. 118.
- (6) Stadelmann, a. a. O. S. 33.
- (9) Sell, a. a. O. S. 118.
- (11) Verfassungsurkunde für das Königreich Württemberg vom 25. September 1819. Quellen zum Staatsrecht der Neuzeit. Sondergabe der Wissenschaftlichen Buchgemeinschaft e. V. Tübingen. 1949. Bd. I. (Zürich. S. R. 24) S. 101ff.
- (21) Deutsche Bundes-Akte, Art. 13. 「スイス連邦諸国ニオイト、ラントニオイトの憲法が「ラントニオイト」Q. z. SR. S. 26. の条文中の「ラントニオイトの憲法」 eine Landständische Verfassung といふ曖昧な表現は當時のドイツの世論を沸かした大きな物議をかもした。註(22)参照。
- (13) たとえば Sachsen-Weimar は一八一六年五月五日、Bayern は一八一八年五月二十六日、Baden は一八一八年八月二十二日、Hannover は一八一九年十二月七日、Hessen-Darmstadt は一八二〇年十二月十七日、それぞれ「ラントニオイトの憲法」を發布している。詳細は Ernst R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Bd. I. S. 656f.
- (14) シュナベルは、スイス連邦の憲法にもつて選挙権が財産資格によつて制約されている点に注目し、その「近代性」を論じている。Franz Schnabel, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert. 2. Aufl. Bd. II. 1949. S. 85. 参照。Heffter, a. a. O. S. 124.; Sell, a. a. O. S. 119.; Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart. 5. Aufl. 1950. S. 206. 参照。
- (21) なるべし、バーデンの下院が純粹な Volksvertretung であつた（「バーデン憲法」第三二条 Q. z. SR. S. 85.）に対し、ヴュルテムベルクのそれには騎士身分の貴族の代表や教会と大学の代表が、主要都市や行政管区 Oberamtsbezirke 代表と並んで選出されている（「ヴュルテムベルク憲法」第一三二条 Q. z. SR. S. 116.）。嚴重な選挙資格や旧弊で煩雜な選挙方式（Q. z. SR. S. 117ff.）の点では、スイス連邦の憲法がおおむねそれ（Q. z. SR. S. 75f.）よりも更に「後進的」な性格を示しているところである。

- (16) 憲法前文の末尾でいう、「（前略）カクテ、ツイニ、イトモ高邁ナル決意ト、イトモ恭順ナル応答トニヨシテ、以下の諸点ニ関シ、完全ナル相互の協定（eine vollkommene beiderseitige Vereinigung）が成立シタ」Q. z. SR. S. 102. なる憲法の結語は、この憲法の全体を指稱する「契約」Vertrag といふ表現を用いている。Q. z. SR. S. 130.
- (17) 「ヴュルテムベルク憲法」第四条「國王ハ國家ノ元首デアリ、國家權力ノアラニル諸權利ヲ自己ノウチニ統合シ、且ツ憲法ニヨツテ確定セラレタ諸規定ヲ通ジテ、コノヲ行使スル。國王ノ人格ハ神聖デアリ、不可侵デアル。」Q. z. SR. S. 102.
- 「ライーン最終議定書」Die Wiener Schlussakte vom 15. Mai 1820. 第五七条「ドイツ連邦ハ、自由諸都市ヲ除イテ、主權の君主（soveräne Fürsten）ヨリ構成サレルモノデアルカラ、コノコトニヨツテ与エラレタ基本概念ニシタガイ、スイス連邦ノ國家權力ハ、依然、國家ノ元首ニ統合サレテナケレバナラス、主權者ハ、ラントシユテンデの憲法ニヨツテ、タダ特定ノ權利ノ行使ニオイトノミ、議會ノ協力ニ拘束サレル。」Q. z. SR. S. 37.
- なお、「君主制原理」の歴史的意義については Huber, a. a. O. S. 651 ff.; Schnabel, a. a. O. S. 83f. 参照。
- (18) 「ヴュルテムベルク憲法」第七章の全体が「國家權力の行使について」の諸規定から成つており、その中には、たとえば「（前略）シカシ、議會ノ同意ナシニハ、外國トノ条約ヲ通ジテ、國家領域オヨビ國家財産ノイカナル部分モ譲渡サレズ、王國オヨビソレニ所屬スル者ニ對シテノイカナル新タナ負担モ引受ケラレズ、イカナル國法（Landes-gesetz）モ變更モシクハ廢棄サレズ、國民（Staats-Bürger）ノ諸權利ヲ侵害スルコトイカナル義務モ導入サレズ（後略）」（第八五条）、「議會ノ同意ナシニハ、イカナル法律モ制定、廢棄、變更モシクハ公權の二解釈サレナイ」（第八八条）、「民事裁判所モ刑事裁判所モ、ソレノ權能ノ界限内デハ、獨立デアル」（第九三条）、「特定ノ資格ニモトツク私的權利ヲ、國家權力ノ行為ニヨツテ侵害サレタト信ズル、イカナル公民（Bürger）ニ對シテモ、司法官ノ途ハ閉ザレナイ」（第九五条）などの規定がある。Q. z. SR. S. 112.
- (21) 「ヴュルテムベルク憲法」第五章「地方自治団体（Gemeinden）ト行政管区団体（Amts-Körperschaften）ニシテ」の中には、たとえば次のような諸規定がある。「地方自治団体ハ國家統合体ノ基礎デアル」（第六二条）、「ヒトツノ行政管区（Oberamt）ニ所屬スル地方自治団体ノ總體ガ行政管区団体ヲ構成スル」（第六四条）、「イカナル國家官庁モ、地方自治団体ナラビニ行政管区団体ノ財産ヲ、ソレヲノ長官ヲ回避モシクハ無視シテ、自由ニ処分スル權能ヲモタナイ」（第六六条）、「地方自治団体ナラビニ行政管区団体ノスベテノ

長官ハ、国史 (Staats-Diener) ト全ク同様ニ、憲法ヲ遵守スル義務ヲ負イ、トクニマタ憲法ニヨツテ基礎ツケラレタ、地方自治団体ナラビニ行政管区団体ノ諸權利ヲ保護スル義務ヲ負ウ」(第六九条) Q. z. SR. S. 109f. かかる諸規定の背景には、一八一七年、シエトウツトガルトを訪れたフライヘル・フオム・シユタインの助言にもとづいて行われた地方行政の改革(本質的にはプロイセンの「都市条令」と同じもの)が考えられるが、さらにその歴史的な前提は、後述のごとき旧ヴェルテムベルクの「身分制的」社会組織そのものの中に存したというべきであろう。

(20) 「ヴェルテムベルク憲法」第一九五条、「憲法ヲ裁判ニヨツテ保護センガタメニ、ヒトツノ国家裁判所ガ設置サルル。コノ裁判所ハ、憲法ノ順覆ヲメザス企テニツイテ、マタ憲法ノ個々ノ点ノ侵犯ニツイテ、判決ヲ行ウ」Q. z. SR. S. 128.

(21) Sell, a. a. O. S. 118.

(22) 因に、国制上の最高機関相互に生じた憲法的紛争に裁決を下す、固有の意味での「憲法裁判権」Verfassungsgerichtsbarkeit は、ヴェルテムベルクをも含めて、当時の西南ドイツ諸邦のいずれにも存在しなかつた。Huber, a. a. O. S. 350.

(23) 「ドイツ連邦規約」第一三条の「ラントシユテンデの憲法」の解釈をめぐる主要な論争点のひとつは、ラントシユテンデのもとに Land ないし Volk 全体の代表を理解すべきか、もしくは旧「身分制国家」の意味における特権的諸身分の利益代表を理解すべきか、に存した。しかし、すでに絶対主義的集権化を通じて「身分制国家」が克服され、それに伴う社会構成上の変化が急速に進行しつつあつた当時のドイツにおいて、世論の大勢が前者の解釈へと傾いたことは当然であり、ここにいたつてなお後者を固執せんとするフリードリヒ・フォン・ゲンツのアナクロニズムは、カールスバート会議におけるメッテルニヒの圧力にもかかわらず、いかに貫徹されなかつた。Huber, a. a. O. S. 640ff.; Schnabel, a. a. O. S. 86.; Hans Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte 5. Aufl. 1952. S. 230ff. 参照。要するに、西南ドイツ諸邦の二院制議會のうち、上院にこそ旧身分的社會の遺制は直接に反映していたが、下院に関するかぎり、その「國民代表」Volksrepräsentation としての性格は否定できないのである。Adolf Zycha, Deutsche Rechtsgeschichte der Neuzeit. 2 Aufl. 1949. S. 247. 参照。かくも、ヴェルテムベルク憲法がまた、「たとひそれ」altständisch な權利の殘渣がバイエルンやバーデンの憲法におけるより強く現われていたにしても、旧い型の Ständeverfassung ではもはやなく、その枠内において立憲的な國家生活が發展しつゝあるものの、近代の性質の Repräsentativverfassung であつた」Huber, a. a. O. S. 334.

(24) Schnabel, a. a. O. S. 83.

(25) Sell, a. a. O. S. 115.

(26) Fehr, a. a. O. S. 230.

(27) 旧「帝國」末期におけるシエローベン地方の帝國騎士ならびに帝國都市の存在形態については、Karl S. Bader, Reichsadel und Reichsstädte in Schwaben am Ende des alten Reiches. (Festschr. z. 70. Geburtstag von Th. Mayer. Bd. I. 1954. S. 247ff.) 参照。

(28) Schnabel, a. a. O. S. 80.; Huber, a. a. O. S. 329.; Sell, a. a. O. S. 113.; Zycha, a. a. O. S. 103.; Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert. 2. Teil. 7. Aufl. 1912. S. 297. なお、見方によつてはメックレンブルクや、さらにザクセン選挙侯國、ハノーヴァなども身分制的國制を維持していたといふことはできようが、ホイッグ黨の斗將フックスをして「イングランドの下院と比較しうるヨーロッパ唯一のもの」と評言せしめた旧ヴェルテムベルクのラントシユテンデの独自の存在を無視するべきではない。Hartung, a. a. O. S. 143.; W. H. Bruford, Germany in eighteenth century. 1953. repr. 1952. P. 22.; Hermann Christern, Deutscher Ständestaat und englischer Parlamentarismus am Ende des 18. Jahrhunderts. 1939. S. 31. 参照。しかし、おもうに旧ヴェルテムベルクの「身分制國家」体制が同時代人の注目をひいたのは、何よりもまずそのラントシユテンデが太公の絶対主義的傾向に対して行つた頑強な權利斗争(後述)によつてであり、またこの点が「シエローベンの」自由主義との関連において重要な意味をもつのである。

(29) 「旧ラントシユテンデは、ヴェルテムベルクにおいて、一八〇五年には、つぎのと除去された」Zycha, a. a. O. S. 246. 詳細は Treitschke, a. a. O. S. 304ff.; Huber, a. a. O. S. 329f.

(30) 詳細は Treitschke, a. a. O. S. 308ff.; Huber, a. a. O. S. 331ff.; Schnabel, a. a. O. S. 80ff. 参照。

(31) 内容についていうならば、國王フリードリヒが新大臣フライヘル・フオン・ヴァンゲンハイム(その國家思想はフリードリヒ・リストに影響を与えた)の助言を以て、一八一五年十一月十三日の國會に提示した憲法案、また次王ヴィルヘルム(1816~1864)が一八一七年三月三日の國會に提示した新憲法案は、それぞれかなり自由主義的なもので、いずれもシユタインの支持を得たといふ。Huber, a. a. O. S. 333.

(32) この協約は、次章に述べることく、十六世紀初頭以來シユテンデに対して認められてきた諸權利の原則的再確認であり、且つそれによつて保障された國制は、君主とシユテンデとの間の「契約」によつてのみ、合法的に変更される



- chr. S. 296. 434. Vgl. Cam u. a., *Relazioni*, pp. 23-24.
- (24) H. Christern, a. a. O. S. 31.; Zycha, a. a. O. S. 94.; F. Hartung, a. a. O. S. 141.
- (25) Karl S. Bader, *Der deutsche Südwesten in seiner territorialstaatlichen Entwicklung*, 1950. S. 100f.
- (24) Ibid., S. 96ff.
- (55) Ibid., S. 100.
- (56) Ibid., S. 98.
- (57) Ibid., S. 96.
- (28) Ibid., S. 101. 領邦の集権化のための帝国法的支柱たる「黄金文書」の原理を、サントテムベルクが、選挙侯国でないにもかかわらず、早くも一三六一年には（ペーデンは一三八〇年）自己のために適用しようとしたことを「バラクラフ」は指摘する。G. Barracough, *The origins of modern Germany*, 2. ed. 1952. p. 320. したがって、ペーデンのその時期（一四八二年）は正しい。
- Hartung, a. a. O. S. 70.
- (59) オーストリアのランデスマルシヤフトが Sempach の戦（一三八六）でスイスの Eidgenossenschaft に敗れたのと殆ど時を同じうして、ヴェルテムベルクのフリーン・ホーデルハルトは Döffingen の戦（一三八八）でシニャーレン都市同盟に決定的な打撃を与え、同時に上級貴族との斗争にも勝利を収めたのである。Vgl. Bader, *Der deutsche Südwesten*, S. 99 f.
- (60) Ibid., S. 97 f., S. 101.
- (10) G. Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, 1933. S. 35. バラクラフはヴェルテムベルク（およびタイロル）に徴税のためのラントタークが開かれたのは、十五世紀前半のことだとしているが（Barracough, op. cit. p. 349）おそらくそれは地方的な身分集会だったのである。
- (62) W. Näf, *Frühformen*, HZ 171. S. 227 ff.
- (63) ヴェルテムベルクと或る意味で共通の、或る意味で対蹠的なマルク・ブランドンブルクにおけるラントシニャテンデの形成とラントタークの発展については、高柳 前掲書「一五二四以降のヴェルテムベルク」一八七頁以下、および F. L. Carsten, *The origins of Prussia*, 1954. pp. 89-100., pp. 165-178. 参照。
- (65) Vgl. Näf, *Frühformen*, HZ 171. S. 228.; Cam u. a., *Relazioni*, p. 8.; Brunner, *Land u. Herrschaft*, S. 496. したがって、ネームに注意しようとする必要は、かかる事情がシニャテンデの発展を強化し、持続的な作用を及ぼしたことはたしかであるにしても、ラントシニャテンデ制（身分制国家）の成立そのものは、あくまでランデスマルクのイニシアティブにおいてなされたのである。
- (65) G. Franz, a. a. O. S. 35.

- (69) Ibid., S. 35.
- (67) 前掲書一七七〇年の Erhvergleich の成立に際しては、オーストリアの働きかけが、このことを想起すべきである。註(2)参照。
- (89) G. Franz, a. a. O. S. 35.; H. Christern, a. a. O. S. 30.; Zycha, a. a. O. S. 89.; F. Hartung, a. a. O. S. 92f. ただし、ヨーロッパ諸国の「身分制議会」は、その権限が時と処によつてまちまちであるのみならず、その構成においても、決して一定のものではなかった。むしろ、ひとつのラントにおいて凡ゆる身分がラントタークに代表されることは稀であった。ヴェルテムベルクのそれが貴族（騎士）身分を欠いているのは、シニャーレンの特殊事情によるが、同様な例はドイツにも皆無ではない（例えばトリール選挙侯国）。Vgl. W. Näf, *Epochen der neuen Geschichte*, Bd. I., 1945. S. 167f.; Zycha, a. a. O. S. 89. ラントタークにおいて都市が支配的地位を占めた——ドイツ以外の——顕著な事例としては、フランドル伯領の場合がある c.f. J. Dohndt, *«Ordres ou puissances» : l'exemple des États de Flandre*, *Annales Economiques-Sociétés-Civilisations*, 5. Année, 1950. pp. 289 seq. ヴェルテムベルクの騎士身分がラントシニャテンデから離脱した過程について、筆者は未だこれを詳らかにしないが、この現象はシニャーレン・フランクンの諸領域において広汎に認められるもの（ヴェルテムベルク）。Vgl. Zycha, a. a. O. S. 89.; Näf, *Epochen*, S. 165.; Brunner, *Land u. Herrschaft*, S. 505. ヴェルテムベルクでは、帝国に於いて正式にその「帝国直属性」が承認されるのは一五三二年であるが、すでに一五一四年のラントターク（後述）に参加しているにもかかわらず、帝国議会への参加資格（Reichsstandschaft）を有する法人格のランデスマルシヤフトの下に立たず、直接 Kaiser ないし Reich の下に立つ法人格のことであるから、ヴェルテムベルクの場合、その領域内の騎士身分が、全体として、本格的に reichsfrei たることを志向するに至つたのは、一四九五年（「永久ラントフリーデ」公布の年）太公国への昇格以後のことではなかつたと考えられる。
- (69) Georg von Below, *Probleme der Wirtschaftsgeschichte*, 2. Aufl., 1926. S. 528.
- (92) G. Franz, a. a. O. S. 34f.
- (17) Ibid., S. 35f.
- (72) この種の Amt とは、ランデスマルシヤフトの monarchisch な形成過程において、レーン法的秩序にとつてかわつた官職原理 Amtsprinzip にもとづく管轄区域のことであり、十六世紀中葉のヴェルテムベルクには約六〇〇の Amt があつた。一般に、中世末期における Amts- und Gerichtsverfassung

- の形成に關するは、Vgl. H. Spangenberg, *Landesherrliche Verwaltung, Feudalismus und Ständetum in den deutschen Territorien des 13. bis 15. Jahrhunderts*. HZ 103. S. 478ff.
- (73) G. Franz, a. a. O. S. 36.
- (74) G. v. Below, a. a. O. S. 529.
- (75) G. Franz, a. a. O. S. 35.
- (76) Ibid., S. 37ff.
- (77) 十七世紀四十八年、太公エーベルハルト二世の廃位に際して、太公を支持する *Nürtingen* の「平民」は、*„Einbarkeit“* に対して蜂起をおこなつてゐる。Ibid., S. 37.
- (78) Ibid., S. 36.
- (79) Ibid., S. 42f. ちなみに、継受ローマ法の影響は、ザクセン法が根をおろして、北ドイツに対して、ヴュルテムベルクやバーデンのことに西・南ドイツ諸邦におつては、より早く、且つ強力に現われた。Vgl. H. Fehr, a. a. O. S. 201.
- (80) G. Franz, a. a. O. S. 45.
- (81) Nef, *Frühformen*. HZ 171. S. 228. 一四七二年のブランデンブルクの協定については、高柳・前掲書、一九四頁以下、参照。
- (82) Nef, a. a. O. S. 230. これと殆ど同一の文言が、高柳氏の引用する、ブランデンブルク辺境旧ヨハニム二世の *Landgraverse* (1540) にも見えることに注意したい。(高柳・前掲書、二〇六頁、註十二、参照)。
- (83) Nef, a. a. O. S. 234. テュービンゲン協定が、一四七二年のブランデンブルクの「協定」とこの意味でパラレルな現象であつたことは、ブランデンブルクにおつても、十六世紀の前半に、*das grosse märkische Kreditwerk* と称せられる *Ständische Kasse* の制度が成立し、これによつてシュテンドが、租税の賦課徴集、さらには徴集された現金の管理までも、全く自己の手中におさめるにいたつた事実と照して、明らかである。(高柳・前掲書、二二〇頁、参照)。
- (84) 高柳・前掲書、一九一頁以下、参照。
- (85) Nef は、テュービンゲン協定をも含めて、およそ「支配契約」なるものの歴史的意義は、それによつて「シュテンドはラントを代表する」という觀念、ラントとヴュルテムベルクとが相俟つて国家をつくり上げるといふ觀念が自己を確立するにいたつた」ことにあるとしているが、(Nef, *Frühformen*. HZ 171. S. 230) まさしくその意味において、テュービンゲン協定が「憲法」的に基礎づけたところの、「身分制国家」ヴュルテムベルクは、オットー・ブルンナーがいう「ラント」ではすでになく、F・ハルトウングのいう「テリトリアルシニタート」であり、したがつて、この時点において問題になるラントタークこそは、ブルンナーが「古典學說」に見出したところの、ラントスヘルに対するラントの代表、しかも實質的には「特權身分」の代表を意味するにいたつたことを、注意しなければならぬ。(Vgl. F. Hartung, a. a. O. S. 67, S. 91ff.)
- (86) Franz, a. a. O. S. 45f.
- (87) Ibid., S. 356ff. 「貧しきコンラート」の反乱を抑圧したのち、太公ウルリヒは、帝国都市 *Reutlingen* の不法な併合などによりライヒスアハトに処せられ、一五二〇年にはヴュルテムベルクそのものがシュヴァーベン同盟によつて皇帝カール五世に売却され、太公はフランソワ一世の庇護をあたへてスイスに亡命するという、異常な事態を生んだ。そこで農民戦争の初期にはウルリヒは、オーストリアの勢力下にあるシュテンドに對抗しつゝ、政治的な理由から農民軍の先頭に立ちあがしたのである。(Vgl. Ibid., S. 169ff., S. 169ff., S. 356f.)
- (88) 高柳・前掲書、二二二頁以下、参照。
- (89) 高柳氏は、クレイヴエーマルクとマルク・ブランデンブルクとを比較しつゝ、次のように述べている。「前者においては、ヘルツォークは、ニードラーデの内陸商業と内部ドイツとを媒介することによりきわめて富強であつた都市を屈服することができず、主として、農村の土地貴族のみを自己に従属せしめることができたのであるが、後者においては、ヴュルステンは、弱い都市に対しては、さきにしたがふような弾圧政策をとることができたのに対して、土地貴族に対しては、ある程度妥協的な態度で臨まざるをえなかつたのであり、その結果、土地貴族はいよいよ都市に対して優越することになつたのである。ここにマルク・ブランデンブルクのラントシュテンド制は、クレイヴエーマルク、フランドルおよびヴュルテムベルクなどのそれが、市民的な特色をもつていたのと對照的な貴族中心主義的構成をもつたのである。」(傍点筆者)と(高柳・前掲書、二四〇頁)。クレイヴエーマルクのラントシュテンドがプロイセン絶対主義のもとにおいても頑強に自己を維持したこと (Vgl. Christen, a. a. O. S. 40f.) は、フライヘル・フオム・シュタインの自由主義的自治理念の形成にとつて、クレイヴエーマルクがもつ意味を考える上に重要であらう。この点については別の機会に論究したい。
- (90) Treischke, a. a. O. S. 289. ドイツのあらゆるルター主義国家教会のうちヴュルテムベルクのそののみが、旧教会財産を維持することに成功し、独自の教会金庫をもつて、ゆたかな教会領からの収入を管理してゐた。十六世紀後半以降におけるヴュルテムベルク、ルター主義教会の役割は、とりわけ教育の面にいちじるしく、*Einbarkeit* の子弟は、もつぱらこの教会学校で育成され

- たといわれる。なお、この国におけるルター主義 Orthodoxie である Pietismus の文化史的意義については、Karl Holl, Die Kulturbedeutung der Reformation. Ges. Aufs. zur Kirchengeschichte. Bd. I. S. 468ff.; Ders, Die Bedeutung der grossen Kriege für das religiöse und kirchliche Leben innerhalb des deutschen Protestantismus. Ges. Aufs. zur Kirchengeschichte. Bd. III. S. 302ff. 参照。
- (16) H. Fehr, a. a. O. S. 201.
- (17) トライチニテは、この委員会こそ「本当にランデスマールであった」とも云うべき。Treitschke, a. a. O. S. 298.
- (18) F. Hartung, a. a. O. S. 94f. トライチニテはいう、「他の大多数の altständisch な領邦においては、上昇しゆくモナルヒー權力が、ランティンデの Ausschüsse を利用して、ランタタークの權力を内側から破壊した。ヴェルテムベルクのランタタークも、十八世紀には稀にしか招集されなかったが、その權力は、決して太公に移行してしまふことなく、シユテンデの Ausschuss の手と渡ひたのびあつた」。Treitschke, a. a. O. S. 298.
- (19) Vgl. Sell, a. a. O. S. 114f.
- (20) J. J. Moser, Von der Landeshoheit derer teutschen Reichsstände, 1773. S. 9. (Brunner, Land u. Herrschaft. S. 411. G 15 用 249)
- (21) Brunner, Land u. Herrschaft. S. 411.
- (22) Ibid. 中世における公權力の分散という状況のもとでは、しかも世俗權力と教会權力の拮抗という西欧的特殊事情のもとでは、法は「旧き良き慣習」に「いつの、主観的な正義感情によつて担われ、その限りにあつて、疑わしき場合に「何が法であるか」を独断的に判定する höchste Instanz を欠つた。封建社会における「法の主権」といわれる事態がそれであり、Fehde のみ合法性的、この根拠によつて、中世の(ゲルマン的)法觀念の特質といつて、Fritz Kern, Recht und Verfassung im Mittelalter, HZ 120.; Brunner, Land u. Herrschaft. S. 150ff. 世良晃志郎「封建社会の法思想」〔法政学講座〕第三卷、一九五六、所収) 参照。
- (23) Vgl. Treitschke, a. a. O. S. 300ff.; Huber, a. a. O. S. 329.; Bruford, op. cit. pp. 22-23.
- (24) Christern, a. a. O. S. 31.
- (25) 前註(4)および(97)参照。なお、(フタタも、身分制国家の根柢に「法の支配」という「ゲルマン的、中世的」法觀念が存在してゐたことを力説する。Heffter, a. a. O. S. 13.
- (26) ヴェルテムベルク太公国において、現実にランタタークを構成した都市と上級聖職者の代表が、本来「ブルンナーのいわゆる「広義の直轄領」(Land

- u. Herrschaft. S. 451.) に属するものであつた」と注意。
- (27) Treitschke, a. a. O. S. 300. この点については、高柳、前掲書、一五四頁以下、参照。高柳氏は、十六世紀のブランデンブルクについて、適切にも次のように云う。「元来シユテンデは、国政における両極の一としての地位にかかわらず(中略)、現実の中央行政を収めようとはしなかつた。ところが、財政においてはそうはいかなかつた。ランデスマールは、王領地及び特權(Regalien)などよりの収益によつて侯家及び国家の財政を賄うべきであり、その足りない部分は乞(Bitte)を以てこれをシユテンデに求めることができる。その財源をランデスマールとは一応無關係に私的所有としてもつものであり、従つて租税は、シユテンデの拠出したものであつても、一たびランデスマールの金庫に入つたのちはかれの私的所有となつてしまつたから、シユテンデは、自ら会計を管理する以外に有効な監督手段をもちえなかつたからである」(高柳、前掲書、二一〇頁)。
- (28) Treitschke, a. a. O. S. 301. 「ブランデンブルクにおける「三元的国家」の克服、すなわちコンフェスツトによるシユテンデの課税同意権排除の努力が常備軍設置の努力と関連しておこなわれた事実(高柳、前掲書、二八八頁以下、参照)を想起せよ。一方ヴェルテムベルクのランタタークの「反戦的」傾向は、フランス革命戦争の時期にあらつた。なお、露骨に現われる。Vgl. Jacques Droz, L'Allemagne et la Révolution Française, 1949. p. 122.
- (29) Treitschke, a. a. O. S. 298.
- (30) Franz, a. a. O. S. 35.
- (31) Vgl. Nef, Epochen. I. S. 167.; Hartung, a. a. O. S. 54ff. など、一般に中世の「家産的官職」について、Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. 3. Aufl. 2. Halbb. S. 693ff. 堀米庸三「中世国家の構造」〔社会構成学体系〕第三巻、一九四九、所収)「五九頁以下、参照。
- (32) Weber, a. a. O. S. 693f.
- (33) Ibid. S. 695.
- (34) Christern, a. a. O. S. 41.
- (35) D. Gerhard, a. a. O. HZ 174. S. 320.
- (36) Vgl. Fritz Vajns, Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland. 1770-1815, 1951. S. 75.
- (37) Ibid.
- (38) Treitschke, a. a. O. S. 113. ちょうど旧ヴェルテムベルクの „bürgerliche Oligarchie“ は典型的なネポティズムや贈収賄の温床であり、そこからいつ

十分な予備教育もうけない者が、少数のブルジョア門閥に所属もしくは関係するだけの理由で、小役人 (Schreiber) の地位を独占するとう事態が生じたのである。Vgl. Ibid., S. 298, 301; Christern, a. a. O. S. 32; Schnabel, a. a. O. S. 80; Sell, a. a. O. S. 114.

(11) Weber, a. a. O. S. 695. ハルトウングも、中世後期の官職保有者について、次のようにいう。「長期間にわたって、私法的な觀念が、なお強力に作用していた。官職は、何よりもまず、有利な収入源とみなされていた」(Hartung, a. a. O. S. 58).

(12) 太公ウルリヒの政治的破綻のもとで、一五三〇年以来、ヴェルテムベルクは、シュワーベン同盟の介入によつて、帝国法上、ハプスブルク家のレーンとなつており、太公フリードリヒ一世がラント行政の「絶対主義的」再建に着手したのは、一五九九年、オーストリアの Lehnshoheit が正式に消滅したのと時期を同じうする。なお、ヘフターは、Reichsgerichte によるラント住民の権利の保護に關説しつゝ、「皇帝と帝国の有する上位のオーソリテーターが、少くも比較的小さな領邦においては、依然として、絶対主義的の權力に對する、ひとりの障壁であつた」と述べているが (Heffter, a. a. O. S. 29)、ヴェルテムベルクについても、このことにはある意味であつてはまるゝはなからうか。

(13) ゲルハルトが「官職制の近代的な再建」(neuezeitliche Fendalisierung des Ämterwesens) とよんだ (Gerhard, a. a. O. HZ 174, S. 321). 絶対主義成立期のフランスにおける官職売買 (venalité des offices) を、こゝで想起すべきである。なお、ブランドンブルクにおいても、十三世紀の財政危機に對するランドスヘルの対応策として、「Bede」とならんで、「財産権の性格をもつ国家的官職及び特權の譲渡」がなされたことについては、高柳、前掲書 一五四頁、参照。

(14) 高柳、前掲書、二三九頁、二四一頁。こゝで高柳氏がブランドンブルクに對比しているのはクレーヴエーマルクであるが、前述のごとく、この領邦は、ヴェルテムベルクとある意味で共通の性格をもつていた。なお、ヘフターも、Kreis 制度がオストエルの特殊事情を反映することと関連させながら、ヴェルテムベルクにおける Ämterkörperschaft とクレーヴエーマルクの Erbenage との共通性を指摘している (Heffter, a. a. O. S. 18).

(15) Heffter, a. a. O. S. 31ff. および前註 (28) 参照。なお、ヴェルテムベルクの Ämterkörperschaft 類似したクレーヴエーマルクの Erbenage (前註 (117)) に、ついで、クリスターンはつぎのようにつづける。「この自治組織は、自由な国制のもとに生きているという意識を、深く民衆の中に浸透せしめた。それゆゑ、クレーヴエーマルクにおいて、つとにマグナ・カルタとの比較が現われ、一六八四年におけるシュテンデの政策がチャールズ一世に對するイ

ングランド議会の政策と比較されたことは、あやしむに足りない」(Christern, a. a. O. S. 41ff.)

(16) Gerhard, a. a. O. HZ 174, S. 322.

(17) 諸田実「ドイツ農民戦争」の歴史的前提——西南ドイツにおける封建的「危機」の形態とその再編過程——(『史学雑誌』六五の二・三) および大塚久雄「寄生地主制論争の問題点」(『歴史学研究』一九二) 参照。

(18) 一般に、領土主制の「危機」と、それへの「対応」については、高橋幸八郎著「市民革命の構造」(一九五〇) 第一編の比較史的考察を、とくにマルク・ブランドンブルクについては、高柳、前掲書、第二篇を見よ。

(19) 「法の支配」の觀念については、前註 (97) の諸文献のほか、伊藤正巳「英米法における『法の支配』」(『法律学体系』第二部 法学理論篇四、一九五〇) 第二章、参照。

(20) 「絶対主義」の典型といわれるブルボン朝モナルヒーのもとにおいてすら最高法廷たるパルلمانは、旧き法の名において王權に抵抗し、また全国三部会 (Etats généraux) も——事実上は麻痺していたとしても——原理的に廃棄されたのではなく、一七八九年には旧形式によつて召集されたことを想起せよ。Vgl. Heffter, a. a. O. S. 22ff.; Naf, Epochen I, S. 41ff.; Brunner, Freiheitsrechte, Festschr. S. 300, 302; Ders., Das Problem einer europäischen Sozialgeschichte, Neue Wege, S. 24f.

(21) ネフは「家門権力政策 (Hausmachtspolitik) によつて領土を集積した国家においては、外面的・非有機的な支配の努力が、堅実な国家思想を圧倒していった」「国家と国家思想とは諸王朝 (Dynastien) に担われることによつて長い間不安定なものであったのである」(Naf, Frühformen, HZ 171, S. 235, すなわち、前述のいふ官職の家産化そのものが、ウェーバーのいわゆる「家産国家の形象」(Weber, a. a. O. S. 684) の部分的存続を裏書きするものであろうし、また、ヘフターが指摘することく、絶対王政によつて維持された世襲君主制の原則は明らかに、monarchische Bürokratie の構成原理と矛盾する。パトリモニアリな性格のものである。Vgl. Heffter, a. a. O. S. 24f. なお、この点については、戒能通孝著「近世の成立と神權説」(一九四七) にも興味深い分析がある。

(22) 身分的社会における「支配」体系の端緒範疇としての「家」の問題については、Brunner, Land u. Herrschaft, insbes. Kap. IV. および堀米、前掲論文、第二章、第四節、またそれと身分的「自由権」との連関については Brunner, Freiheitsrechte, 参照。ちなみに、中世的 (ゲルマン的) な意味における「平和」Friede と「自由」Freiheit とは、両者が古ゲルマン語の Fri を共通の語源としてもつていふことからわかるように、相關的概念なのである。

Vgl. Karl Bosl, Art. Friede, in: Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte.

(26) 西ヨーロッパ中世社会の国制の構成原理としての「ランシヤン」を「ランシヤン」に引くことは、Vgl. Bader, a. a. O. S. 92f.; O. Brunner, Europäische Baurenntum. Neue Wege. S. 70ff.

(27) 中世の「ランシヤン」法観念の形成に反抗権 (Widerstandsrecht) の意味について、前註 (26) の諸文献のほか、Vgl. Fritz Kern, Gottesgnadentum und Widerstandsrecht im früheren Mittelalter, 1914. 参照。

(28) Vgl. Näf, Frühformen. HZ 171. S. 238ff.; Heffter, a. a. O. S. 41f.; Näf, Frühformen. HZ 171. S. 242. 上述の二作者の歴史の連関を重視するの

は、ランシヤンである。彼等 F. Hotmann, H. Grotius, E. Coke のような近世初期の法学者によつて、「ランシヤン」の諸特権が人民の権利として、普遍的な権利として「解釈された」ことを指摘して、次のように述べている。「その際、もちろん、より旧くキリスト教的もしくは古代的な自然法観念も作用を及ぼしたが、政治的な Ständestaatsrecht による立場がなかったならば、時代の支配的な法學も、自然的に解釈された Staatsrecht への一歩を踏出すべきを敢てしえなかつたであらう。しかし、根柢においては、ständische Freiheitsrechte の中心を自由の理念が生かしているものであり、それによつて、身分制国家から近代の自由へとつづいての流れが走っているのである」(傍註筆者) 参照 E. Hölzle, a. a. O. Probl. d. Freih. S. 163. 参照 Ders., Historisches Recht. Festschr. z. 70. Geburtstag v. Th. Mayer. S. 265ff. 参照。

(29) 上述のランシヤンに於ける自由主義との連関において、I. J. M. モーザーが、啓蒙主義の革命論者、ブルジョア論争の中で、人間そのものは自由な、自主的な個人ではなく家族である、という主張を注目にすべきである。Moser, Die Rechte der Menschheit in Religions-Sachen; so wohl im Stande der Natur, als auch in einer bürgerlichen Gesellschaft, 1782. S. 11. (Valiavec, a. a. O. S. 46. 参照)

(30) Vgl. Brunner, Freiheitsrechte. Festschr. S. 302f.; Heffter, a. a. O. S. 41ff.

(31) 「家」を以て最低次のインテリゲンツ領域 (Freiung) とする、旧身分制の社会秩序においては、「Herrschaft」が上位の Haus に対する下位の Häuser の従属として現れたように、「Gemeinde」も「家長」(Hausvater) のゲノツセンシヤフの結合体として現れた。これらハルシヤフ的およびゲノツセンシヤフ的結合体の直接の構成員は「個人」ではなく、つねに「家長」にすぎず、且つ彼らの「身分」(status) は、これら結合体の内部における

それぞれの地位によつて決定された。これに対し、例えばエーゼン二世の「啓蒙主義」立法は、まさに「家長権」(die väterliche, ehennämische und herrliche Gewalt) を本質的に制限し、「個人の自由」と「統治権の拡張」とを争つたものである。Vgl. Brunner, Freiheitsrechte. Festschr. SS. 299, 392. これが社会経済史的の何を意味するか、フランス革命が封建的諸権力の廃止と同時に、あらゆる communes, corporations を廃止したことを Vgl. M. Göhring, Geschichte der grossen Revolution, I. 1950. S. 376ff. から明かである。前近代の「家」(広義の Haus = Familie) の秩序が西ヨーロッパに於いて、十八世紀にいたるものにおおに存続したことを、ブルジョアは「経済」という概念の歴史の変遷に即して、興味深く論じている。O. Brunner, Das „ganze Haus“ und die alteuropäische „Ökonomik“, Neue Wege. S. 33ff. 本稿に於いて、筆者が「初期自由主義」との連関で「身分制国家」を語る場合、問題の中心は、身分制国家という政治的秩序ではなく、むしろ、かの「二元的国家」をも生み出したところの、しかし「絶対主義」によつても完全には廃棄しえなかつたところの、「旧き権利」概念の基盤としての身分制社会組織 (Ständetum) に存したのである。

(32) Vgl. Heffter, a. a. O. Kap. I.

(33) フランス革命期のランシヤンにおける、ランシヤンテ制度の内面的改革の動きと、その挫折については、J. Droz, op. cit. pp. 112-130. に詳しい。

(34) 太公トランシヤンが、別個の対外政策をおこなっているような状態 (Droz, op. cit. p. 126 seq.) のみならず、フリードリヒ二世による専制的集権化の「近代的」国家体制確立のための「ミニムム」要請に於けるものであつたかぎり、「進歩」を意味したとすべきである。Vgl. Hölzle, Bruch u. Kontinuität. Probl. d. Freih. S. 173. 他方、若きトール・オイゲンによる Karlschule の創設が、「啓蒙」の官僚行政樹立への大きな一歩前進であり、その歴史的意義は、一八一九年憲法成立前後における、新しいランシヤン王国の啓蒙主義的諸立法によつて、はつきり現われている。Vgl. Huber, a. a. O. S. 330f. 参照。一般に「啓蒙的絶対主義」の積極的役割については Fritz Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus, HZ 180. S. 15ff. 参照。

(35) テービーゲン協定とその歴史的品格を同じうするメンナ・カルタが、近代的に解釈がえ (umdeuten) されることによつて、イギリス自由主義の憲法的基礎となつた事実を思ひ出すべきである。この意味で、シユナーベルが、ウーランについて、「(彼が) 旧い国制状態の復活が可能だとまじめに考えていたと仮定することはできない」(彼は) 良き旧き時代の讚美者では決してなかつた。

初期自由主義と「身分制国家」 成瀬

た」(傍点筆者)と評しているのは(Schnabel, a. a. O. S. 82.)まことに當をえている。事実、ウーラントは、バーデンを牙城とする人民主権論者と密接な個人的関係をもつていたし、彼の「シユワーベン的自由主義」は、十九世紀後半になると、自由主義左派の「ドイツ人民党」Deutsche Volksparteiの理念的支柱にまで発展したのである。Vgl. Sell, a. a. O. S. 118f.